【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 3 月31日

【会社名】 株式会社ビジョン

【英訳名】 VISION INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 CEO 佐野 健一

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

(2022年12月19日から本店所在地 東京都新宿区西新宿六丁目5番

1号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03 (5287) 3110

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 中本新一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03 (5287) 3110

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 中本新一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2023年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日2023年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1)「産業力強化法等の一部を改正する法律」の施行にともない、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会を開催できるようになりました。

感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を新設するものであります。

(2)株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を確保するため、定款第15条及び第23条に定める招集権者及び議長について変更するものであります。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名は、本総会締結の時をもって任期満了となりますので、改めて佐野健一、中本新一、大田健司、内藤真一郎、原田静織及び那珂通雅の6名を選任するものであります。

なお、内藤真一郎、原田静織及び那珂通雅は、社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所 に届出をしております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役4名は、本総会締結の時をもって任期満了となりますので、改めて新任1名を含む梅原和 彦、茂田井純一、寳角淳及び丹羽哲也の4名を選任するものであります。

なお、梅原和彦、茂田井純一及び寳角淳は社外監査役であり、独立役員として東京証券取引所に届出をしております。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬限度額の改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2004年9月15日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額2億円以内、監査役の報酬限度額を年額2千万円以内とのご承認を頂き今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、取締役及び監査役の責務や期待される役割が増大することなど諸般の事情を考慮し、取締役の報酬限度額を年額3億円以内(うち社外取締役分1億円以内)、監査役の報酬限度額を年額4千万円以内にそれぞれ改定するものであります。

なお、取締役の報酬限度額については、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない ものとなります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	339,959	18,135	27	(注) 2	可決	94.928
第2号議案 取締役6名選任の件						
佐野 健一	318,543	39,553	27	(注) 1	可決	88.947
中本 新一	320,377	37,719	27		可決	89.460
大田 健司	319,890	38,205	27		可決	89.324
内藤 真一郎	353,484	4,612	27		可決	98.704
原田 静織	353,452	4,644	27		可決	98.695
那珂 通雅	353,449	4,647	27		可決	98.694
第3号議案 監査役4名選任の件						
梅原 和彦	345,348	12,748	27	(注) 1	可決	96.432
茂田井 純一	277,761	80,333	27		可決	77.560
寶角 淳	345,339	12,757	27		可決	96.430
丹羽 哲也	356,304	1,792	27		可決	99.492
第4号議案 取締役及び監査役の 報酬限度額の改定の 件	357,538	538	47	(注) 1	可決	99.836

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分を合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。